

令和2年5月7日

区内私立保育園をご利用の保護者の皆様へ

品川区子ども未来部  
保育支援課長 若生 純一

## 緊急事態宣言の継続に伴う私立保育園における対応のお知らせ

日頃より品川区の保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

国から発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、令和2年5月7日以降も継続されたことを受け、区内私立保育園の対応について、**強い登園自粛の要請を継続**いたします。

ただし、当初想定されていた期間を超える登園自粛を行うことにより、各ご家庭において、これまで同様の対応ができない場合は、各園にご相談ください。

子どもたちや保護者の皆様、また保育士等の感染防止のための対応であることをご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

### 1. 緊急事態宣言継続後の対応について

5月31日（日）まで、強い登園自粛の要請を継続します。（以下、利用可能な家庭を除く。）

ただし、国や都の方針により、緊急事態宣言の期間等に変更が生じた場合は、別途通知いたします。

※特別保育事業（一時保育、延長保育、定期利用保育、休日保育、病後児保育、預かり保育）および慣らし保育を利用する児童について、在園児同様の取扱いとする。

#### <利用可能な家庭>

- ・医療従事者等、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な場合
- ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが経済的に困難な場合
- ・疾病等、自宅での保育が困難な場合

※在宅勤務や育児休業中など、保護者が家にいる場合は、原則利用不可とします。

### 2. 在園資格および保育園保育料について

(1) 登園自粛に伴う育児休業期間の延長等により職場復帰または就労開始しない場合については、6月末までは在園資格を保障いたします。

※7月中の復職および就労開始が必要となりますので、ご注意ください。

(2) 登園自粛をされる際については、保育実施停止申請書を保育園にご提出ください。

※3～5月分の申請：令和2年5月8日（金）まで

※6月分の申請：令和2年6月5日（金）まで

### 3. その他

本通知における対応方針は現時点のものであり、状況に応じて変更する場合があります。

#### <問い合わせ先>

■私立保育園の運営に関すること

私立支援担当 TEL：03-5742-6723

■入園および保育料に関すること

保育課入園相談担当 TEL：03-5742-6725